コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

gumi Inc.
最終更新日：2015年11月20日
株式会社gumi
代表取締役社長　國光　宏尚
問合せ先：ビジネスマネジメント　03-5358-5322
証券コード：3903
http://gu3.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は顧客第一の信念に立ちつつ、責任ある企業として全てのステークホルダーに配慮した経営を行っております。また、経営の効率性向上とコンプライアンスの強化を図るため、激変する経済環境にいちはやく対応し合理的な意思決定を行う経営システムの革新に努めるとともに、公正で健全な経営の推進に取り組んでおります。また、株主の皆様をはじめ、ステークホルダーに対する迅速で正確な情報の発信による、経営の透明性向上にも努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】…株主総会の権利行使おける環境作りについて
当社は、現在の当社の株主における海外投資家の比率は低い水準と考えており、今後、海外投資家の議決権数が一定程度高いと判断した時点で、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を進める予定です。

【補充原則3-1-2】…英語による情報の開示・提供について
当社は、現在の当社の株主における海外投資家の比率は低い水準と考えており、今後、海外投資家の議決権数が一定程度高いと判断した時点で、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を進める予定です。

【補充原則4-1-3】…最高経営責任者等の後継者の計画（プランニング）について
取締役の選任・選定については、取締役会の諮問により社外役員から構成される社外役員協議会の意見を踏まえて指名することで透明性・公平性の高い手続を行う事としています。
その為、最高経営責任者の後継者の計画（プランニング）については策定しておりませんが、今後、その要否も含めて検討してまいります。

【原則4-2】…取締役会の役割・責務
当社は、経営陣幹部の健全な起業家精神に基づく提案を歓迎し、当該提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援しています。また、起業家精神の発揮に資するような業績と連動する報酬体系等の導入については、事業の性質と照らした上で、都度、検討してまいります。

【補充原則4-2-1】…経営陣の報酬について
当社は、経営陣の報酬について報酬水準や報酬形態及びその割合等につき定期的に見直し、取締役会の諮問により社外役員から構成される社外役員協議会の客観的な意見を踏まえて決定することとしています。また、起業家精神の発揮に資するような業績と連動する報酬体系等の導入については、事業の性質と照らした上で、都度、検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】…いわゆる政策保有株式
【政策保有株式に関する方針】
当社は、取引先との関係維持・強化等及び当該会社株式を保有することが当社グループの企業価値向上及び中長期的な発展に資すると認められる場合は、当該会社株式を保有することができる方針としています。また、保有の意義を個別銘柄ごとに検討のうえ保有継続の是非を定例の取締役会において決定します。

【議決権行使基準】
当社は、政策保有株式に係る議決権行使について保有目的、当該会社の経営・財務状況を勘案し議案ごとの賛否を適切に判断します。

【原則1-7】…関連当事者間の取引
当社は、関連当事者との取引を適切に管理し牽制することを目的に関連当事者取引管理規程を定めています。関連当事者との取引が発生する場合は、当該規程に従い取締役会がその手続を踏まえた監視を行う体制を整備しています。

【原則3-1】…情報開示の充実
(1)企業理念について当社ホームページ等において開示しています。
(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本方針及び内部統制システム構築に関する基本方針を当社ホームページに掲載しています。
(3)取締役の報酬は確定金額報酬とし、各取締役の報酬については業界あるいは同規模の他企業の水準を勘案の上、会社業績との連動性を確保し、職責や成果を反映した上で決定しています。また、取締役及び経営陣幹部の報酬については取締役会で決定し、執行役員の報酬については常勤役員会で決定しています。
　今後の取締役の個別の報酬については、取締役会の諮問により社外役員で構成される社外役員協議会の意見を踏まえて決定することで公正かつ透明性の高い手続を行ないます。
(4)取締役の選任については、国籍・性別・経歴を問わず業務上の専門的な知識と経験を有する人物を候補者として指名の手続を行っています。
社外取締役の選任については、出身分野における豊富な知識と経験を有する者を候補者として指名の手続を行っています。
監査役の選任については、法務、会計、税務、労務、ビジネス等多様な分野における専門的な知識及び経験を有する者を候補者として指名の手続を行っています。
なお、今後の取締役及び経営陣幹部の選任については、取締役会の諮問により社外役員で構成される社外役員協議会の意見を踏まえて決定することで公正かつ透明性の高い手続を行ないます。
(5)新任候補者、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由については、株主総会招集通知に開示しています。

【原則4-1】…取締役会の役割・責務
当社の取締役会は、経営戦略や経営計画等について社外取締役及び社外監査役を交え自由な意見交換のもと議論を行っています。
取締役会は、月次で業務執行取締役から報告される業務執行状況に対して必要に応じて指摘・意見を行っています。

【原則4-8】…独立社外取締役の有効な活用
当社は、取締役6名中3名が社外取締役であり、うち2名を独立社外取締役として東京証券取引所に届けています。

【原則4-9】…独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
当社は、会社法や東京証券取引所が定める基準に加え、役員規程で定める独立役員に関する事項を満たす候補者を独立社外取締役として選定しています。

【補充原則4-11-1】…取締役役の選任に関する方針・手続について
取締役の選任については、国籍・性別・経歴を問わず業務上の専門的な知識と経験を有する人物を候補者としており、社外取締役の選任については、出身分野における豊富な知識と経験を有する者を候補者としています。
取締役候補者の選任については、取締役会の諮問により社外役員で構成される社外役員協議会において審議・協議及び報告するものとし、取締役会における決定について透明性・公平性の高い体制を構築しています。

【補充原則4-11-2】…取締役・監査役の役割・責務の明確化について
社外取締役を除く取締役が他企業（関係会社を除く）の役員を兼任する場合は、取締役会の承認を要する旨を社内規程にて定めています。また、取締役及び監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書に開示しています。

【補充原則4-11-3】…取締役会の実効性の分析・評価について
当社は、社外役員から構成される社外役員協議会が取締役会の実効性に関する分析・評価を行うこととしています。なお、上記の結果の概要に係る開示内容については、今後の検討課題として認識しております。

【補充原則4-14-2】…取締役・監査役に対するトレーニングの方針について
当社は、役職員の参加を必須とするコンプライアンス研修を実施している他、取締役、監査役に対して外部セミナー、外部団体への加入及び人的ネットワークへの参加を推奨しています。その費用については、取締役及び監査役の請求等により社内規程に基づき当社が負担します。また、社外取締役及び社外監査役については、就任後に取締役会事務局であるBusiness Managementが主体となり、当社事業・財務・組織等に関する必要な情報を共有しています。

【原則5-1】…株主との建設的な対話に関する方針
当社は、株主の皆様への情報提供や株主様の意見を承る部門としてIR部門を設置し、IR 部門管掌取締役を中心とした IR 体制を整備しています。日常のIR業務及び下記に記載の「対話の手段の充実」をもって当社の経営方針、経営戦略に対する株主の皆様の理解を得るよう努めています。また、当社の持続的な成長と中長期の企業価値の向上に有益と判断される場合には、情報開示の公平性に留意しつつ合理的な範囲で機関投資家及び個人株主からの面談依頼に応じる体制を整備しています。
【対話の手段の充実】
・日常におけるIR業務の充実
・決算説明会の開催及び説明会資料の適時開示
・開かれた株主総会の開催
・事業戦略発表会の開催
・当社HPにおける会社情報開示の充実
・IR部門と経営企画・経理・法務・総務部門との連携の強化

2. 資本構成

外国人株式保有比率　　10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
國光宏尚	2,924,500	9.88
LINE株式会社	2,445,000	8.26
Wil Fund I,L.P.	2,079,000	7.02
株式会社フジ・メディア・ホールディングス	1,401,000	4.73
NEXT BIG THING株式会社	1,400,000	4.73
SMBC日興証券株式会社	838,200	2.83
株式会社エイトワン	510,000	1.72
株式会社アイスタイル	490,000	1.65
株式会社サン・クロレラ	393,200	1.32
株式会社SBI証券	375,000	1.26

支配株主（親会社を除く）の有無　　―――

親会社の有無　　なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	4 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山口　真	他の会社の出身者											
田中敦史	他の会社の出身者											
庄司顕仁	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山口　真	○	―――	メディア業界における長年の職務経験を有していることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。なお、同氏は株式会社フジテレビジョンのコンテンツ事業局長であり、同社は当社の株主である株式会社フジ・メディア・ホールディングスの子会社でありますが、当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
田中敦史	○	―――	金融業界及び情報通信業界における長年の職務経験を有していることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。なお、同氏は株式会社JTOWERの代表取締役社長及び他社の役員を兼任されておりますが、当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考え

			ております。
庄司顯仁		同氏が代表を務めるディライトワークス株式会社と当社との間では、コンサルティング契約等が締結されてります。取引の規模については僅少であることからその概要を省略しております。	ゲーム業界における長年の職務経験を有していることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。なお、同氏はディライトワークス株式会社の代表取締役であり、当社とは取引関係がありますが、その取引額は当社にとって僅少であることから一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人との連携については、期末時の会計監査に立会い、また定期的に会計監査計画及び会計監査結果の説明を受けるとともに、随時、意見交換も行っています。また、監査役と内部監査部門との連携としては、内部監査終了時に被監査部門との監査結果報告の場に立会い、内部監査報告書を確認しています。また、随時、意見交換も行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
梅田　裕一	他の会社の出身者													
池川　穣治	公認会計士													
鈴木　学	弁護士										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
梅田　裕一		―――	金融業界における長期の職務経験を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。

池川　穣治	○	―――	公認会計士として当社が属する業界の会計・税務実務に関する知見及びノウハウを有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。 なお、同氏は株式会社青山トラスト会計社の取締役でありますが、当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
鈴木　学	○	同氏が所属する西村あさひ法律事務所と当社との間では、顧問契約が締結されています。 取引の規模については僅少であることからその概要を省略しております。	弁護士として法律に関する知見及びノウハウを有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。 なお、同氏は西村あさひ法律事務所のパートナーであり、同氏の所属する法律事務所と当社は顧問契約を締結しておりますが、取引金額が僅少なこと及び同氏が当社に関する業務に従事していないため一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数　4 名

その他独立役員に関する事項

当社は4名を独立役員として選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況　ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役について、中長期的な業績向上と企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者　社内取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めること（監査役については、当社の企業価値向上のための監査・調査意欲を一層向上させること）、及び株主との価値共有を進めることを目的に、就任時期または在籍時期や期間、今後の事業成長への貢献度などを勘案して定めた数のストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況　個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して報酬額を開示する方針ですが、直前事業年度では該当者はございません。取締役及び監査役の報酬等は、それぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無　あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬については、株主総会の決議により、報酬限度額を決定しています。
各取締役の報酬額は、取締役会の決議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役については、取締役会の開催前に社内取締役、管理部門のビジネス・マネジメントより取締役会の決議内容・報告内容について事前説明を行っております。
社外監査役については、常勤監査役が社外監査役への情報共有を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

取締役及び取締役会
当社の取締役会は取締役6名で構成され、毎月１回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会が開催され、法定決議事項及び経営方針等、経営に関する重要事項や業務執行の意思決定を行うほか、取締役の業務執行状況並びに執行役員の選任及び業務執行状況について監督を行っております。

常勤役員会
当社では、毎週1回、原則として常勤取締役及び常勤監査役が出席する常勤役員会を開催しております。常勤役員会では、経営上の重要な事項に関する審議を行っており、取締役会への付議議案についての意思決定プロセスの明確化及び透明性の確保を図っております。

経営会議
当社では、毎週1回、原則として常勤取締役、常勤監査役、執行役員及び部門長が出席する経営会議を開催しております。経営会議では、業務執行上の重要な事項に関する審議及び各部門の進捗状況等を報告しており、日々刻々と変化する事業環境に対して迅速な対応を図っております。

執行役員制度
当社では、権限委譲による意思決定の迅速化を図り、経営の効率化を高めるために執行役員制度を導入しております。

監査役及び監査役会
当社は監査役会設置会社であります。監査役会は3名で構成され、3名とも社外監査役であり、うち１名が常勤監査役であります。
監査役会は、毎月１回の定時監査役会の開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会では、法令、定款及び当社監査役会規程に基づき重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行っております。また、監査役は定時取締役会及び臨時取締役会に常時出席しており、取締役の業務執行について適宜意見を述べております。また、常勤監査役は常勤役員会及び経営会議といった重要な会議にも常時出席しており業務執行の全般にわたって監査を実施しております。
監査役監査は、常勤監査役を中心に年度監査計画に基づいて実施しており、監査等を通じて発見された事項等については、監査役会において協議されております。

リスクマネジメント委員会
当社は、当社グループ内で発生しうるリスクの分析、リスク発生の事前防止策及び発生時の対応策の策定、並びにそれら運用状況についてモニタリングすることを目的としてリスクマネジメント委員会を設置しております。

コンプライアンス委員会
当社は、取締役及び使用人のコンプライアンスの徹底、すなわち、法令、定款、規則等の明確に文書化された社会ルールの遵守を目的としてコンプライアンス委員会を設置しております。

内部監査
内部監査につきましては、社長直轄のInternal Control & Auditを設置しており、専任の内部監査担当者が社内の内部監査活動を実施しております。Internal Control & Auditは、年間の監査計画に基づき、当社及びグループ各社に対して監査活動を実施し、監査結果等については、定期的に社長に報告する体制をとっております。

会計監査人
当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、定期的な監査のほか、会計上の課題について、随時協議を行なう等、適正な会計処理に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社であります。
当社は、あらゆるステークホルダーから当社に対して継続的な信頼を得るために、当社が属する業界及び事業に精通している取締役、および、企業会計・税務や法律の知見と経験を有する監査役を選任することで適正かつ効率的な経営活動に取り組みながら、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に向けて努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会集中日を避け、多くの株主が株主総会に出席できるように日程調整に留意しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会は実施しておりませんが、投資判断に資する補助情報を十分に含む機関投資家・アナリスト向け決算説明会資料の即日開示等、機関投資家と個人投資家との間に情報格差を生じさせない工夫をしております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎四半期決算終了後及び年次決算終了後に説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、各種説明会資料及び有価証券報告書を当社ホームページのIRサイトに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	専任部署としてInvestor Relationsを設置し、担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	顧客、株主、従業員等、当社のステークホルダーが求める会社情報を適時適切に開示することを基本方針として、迅速にディスクローズできる体制を構築しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

基本理念
当社は、取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制、並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制を下記の通り整備する。なお、この内部統制システムについては、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めるものとする。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 取締役は、誠実かつ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制の構築を図る。
(2) 毎月1回以上開催する定時取締役会、及び必要に応じて開催する臨時取締役会により、経営事項の審議及び決議を迅速に行うとともに、各取締役の職務の執行を監督する。
(3) 基本行動理念を定め、企業倫理に対する意識を高め、法令及び企業の社会的責任に対する自覚を促す。
(4)「コンプライアンス規程」に準拠した行動が身につくよう継続的に指導する。
(5)「内部通報規程」を適切に運用し、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の内部通報の仕組みを構築する。
(6) 金融商品取引法等に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築を推進する。
(7) 反社会的勢力及び団体には毅然として対応し、一切の関係を持たない。
(8) 使用人に対し、必要な研修を定期的に実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1) 情報資産を保護し正確且つ安全に取扱うために定めた「情報セキュリティ管理規程」及び「機密文書管理規程」を遵守し、情報管理体制の維持、向上に努める。
(2)「文書管理規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録、計算書類、稟議書、契約書、その他重要書類を、関連資料とともに所定の年数保管し管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、リスクマネジメント委員会のもと「リスク管理規程」に基づき、全てのリスクを総括的に管理する。
(2) 大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、すみやかに措置を講ずる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づいて取締役の合理的な職務分掌を定め、職務執行の効率化を図るとともに、「職務権限基準」に基づき、チェック機能を備えた上での迅速かつ効率的な意思決定を実現する。
(2) 取締役会を補完する会議体として「常勤役員会」を設置し、迅速かつ臨機応変なる経営判断を可能にする。
(3) 経営会議を毎週開催し、業務の詳細な事項について討議するとともに、各種の問題を検討し、経営判断的観点から適正かつ効率的な処理を図り、重要な事項については常勤役員会および取締役会に報告する。
(4) 決裁及びデータ管理の電子化を進め、業務効率向上に努める。
(5) 組織及び部門目標の明確な付与と評価制度を通して、経営効率の向上に努める。

5. 当社並びに当社が形成する企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社の関係会社については、関係会社管理規程により所管部署を定め、そこを通じ当社の経営方針・経営戦略の周知徹底、適切な管理・調整・支援を行うとともに、関係会社の取締役等及び使用人が法令及び定款を遵守して職務を執行することができる体制を整備する。
(2) 関係会社の取締役等が職務を効率的に執行し、職務の執行に係る事項を遅滞なく当社へ報告することができる体制を整備する。
(3) 関係会社のリスク管理に関する規程その他の体制を整備するほか、各関係会社にリスク管理責任者を配置し、リスクマネジメント委員会がグループ全体のリスクについて総括的に管理を行う。
(4) 関係会社の監査役が監査を行うとともに、当社の内部監査部門が定期的に監査を行い、業務処理が適正に行われていることを確認する。
(5) 当社の監査役はこれらの結果を踏まえ、必要に応じて自ら調査を行う。
(6) 反社会的勢力への対応も含めたコンプライアンス体制の整備につき、関係会社を指導するとともに、関係会社への教育、研修等を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1) 監査役から、監査役が行う特定の監査業務の補助に従事させる使用人を求められた場合には、監査役と協議の上、管理部門に在籍する使用人の中からスタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
(2) 当該使用人が監査業務を補助するに当たって監査役から命令を受けた事項については、当該使用人は取締役の指揮・命令を受けない。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1) 重要会議への出席
監査役は、監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会のほか、各種社内委員会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
(2) 取締役の報告義務
a. 取締役その他役職者は、定期的に、自己の職務執行の状況を監査役に報告する。
b. 取締役は監査役に対して、法令が定める事項の他、次に掲げる事項をその都度直ちに報告する。
・財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定等の内容
・業績及び業績見通しの内容
・内部監査の内容及び結果
・内部通報制度に基づく情報提供の状況
・行政処分の内容
・前各号に掲げるもののほか、監査役が求める事項
(3) 使用人による報告
使用人は、監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。また、関係会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者も、親会社の監査役に直接報告をすることができる。
a. 当社に著しい損害を及ぼすおそれがある
b. 事実重大な法令または定款違反事実
(4) 監査役へ報告した者への不利益な取扱いの禁止

前項の報告をした当社の取締役・使用人及び、関係会社の取締役・使用人が監査役へ当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けてはならない。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）代表取締役、会計監査人、監査室、リスクマネジメント委員会等と監査役の連携
代表取締役、会計監査人、内部監査部門、リスクマネジメント委員会等は、監査役会又は監査役の求めに応じ、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施することにより連携を図るものとする。
（2）外部専門家の起用
監査役会又は監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家に助言を求める機会を保障する。
（3）監査役の必要経費
監査役の職務遂行に必要な費用は全て当社が負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループ及び当社役員及び当社役員に準ずる者は、現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。
当社グループの反社会的勢力排除・防止体制としましては、General Affairsが主幹部門となり、「反社会的勢力対策規程」に基づき役員・使用人は、民間が提供する「日経テレコン」を調査方法として導入し記事検索から該当事項の有無を判定し、面談による確認のうえ、入社の際に会社と締結する雇用契約において、反社会的勢力との関係が無い旨の誓約書を徴求しております。新規取引先には、同様に「日経テレコン」の記事検索から該当事項の有無を判定しております。継続取引先についても、同様に年に一度は反社会的勢力とは関係がないことを確認する調査を行っております。役職員に対しての周知の方法としては、「反社会的勢力対策規程」・「取引先調査マニュアル」を作成し、取引防止体制の周知徹底化を図っております。また、株主については、株主名簿管理人から送付される株主名簿に基づき、原則として持株比率が1%以上の株主について日経テレコンによる記事検索、インターネット検索エンジンによる調査を実施しております。ただし、反社会的勢力の確認が必要と認められる場合は、持株比率が1%未満であってもチェックを実施しております。
その他特記すべき事項としまして、反社会的勢力の排除条項を取引先との基本契約書に含めております。
今後も、反社会的勢力との関係排除を徹底するため、必要に応じて所轄警察署の相談窓口との関係強化や指導を受けながら、対応を図っていく所存です。社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会にも入会しており、同会から得られる反社会的勢力に関する情報を参考にしながら徹底を図ります。
万一問題が発生した場合においても、必要に応じて弁護士や警察等の専門家に相談し、適切な処置をとる体制としております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社では、現在のところ買収防衛策の導入予定はありませんが、将来は検討を要する課題となることも考えられます。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1)情報開示の基本的な方針
情報開示につきましては、タイムリー・ディスクロージャーの原則を遵守して、「情報開示規程」に基づいてInvestor Relations部長が適宜ディスクロージャー会議(構成員は常勤役員会と同じ)を開催し、開示の要否を審議し開示の要否を判断し、開示事項に該当する場合は職務権限一覧表に定める決裁権限者の決裁を得て、「適時に、迅速に、平等に」開示を行う方針であります。開示にあたっては、東京証券取引所を通じての制度的開示のみならず、あらゆる一般投資家、株主にも平等に情報開示がなされるよう、機関投資家及び個人投資家に対する自発的IR活動の積極化、また自社のwebサイトを活用して情報を発信しております。

(2)適時開示に係る社内体制
・東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める会社情報の管理及び責任者として、管理担当取締役を適時開示責任者及び情報取扱責任者と定めています。
・適時開示の適法性、正確性、公平性を確保するため、適宜ディスクロージャー会議(構成員は常勤役員会に同じ)による開示検討を行います。

(3)適時開示に係る社内手続
【適時開示体制の概要(模式図)】をご参照ください。

(4)情報開示の方法
適時開示制度に基づく情報開示は、東京証券取引所の提供する適時情報開示システムにて開示します。また、開示した情報に加え、決算に関する補足説明等、利害関係者にとって有益であると思われる情報については、積極的に当社のホームページに掲載し、周知徹底を図ってまいります。

(5)適時開示体制を対象としたモニタリングの整備
社長直轄のInternal Control & Auditは、適時開示体制が適切かつ有効に整備・運用されているかを定期的に監査し、問題点を発見した場合は、改善提案等を実施しています。

【参考資料：コーポレートガバナンス体制（模式図）】

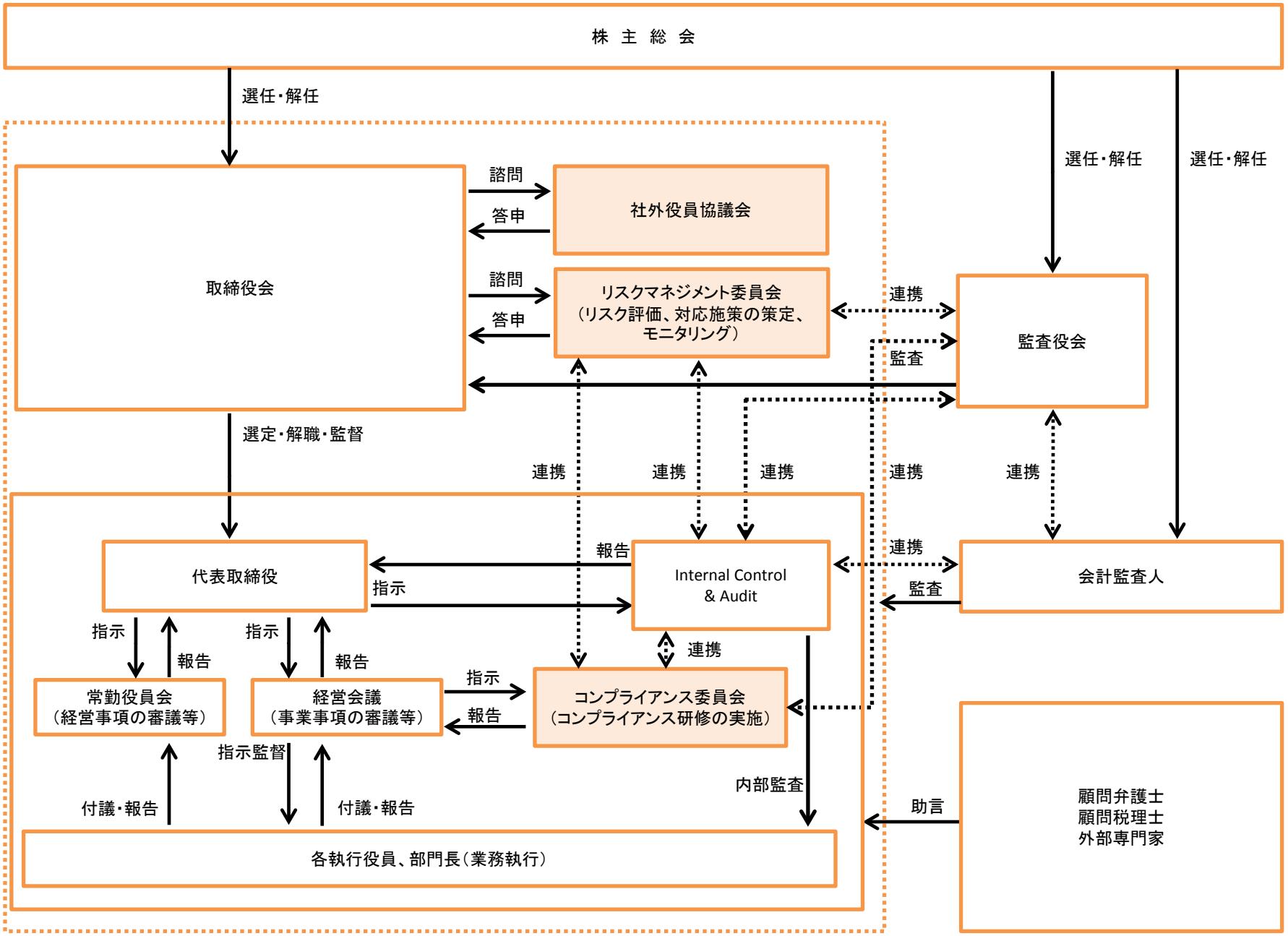

【参考資料：適時開示体制の概要（模式図)】

＜当社に係る決定事実・決算に関する情報等＞

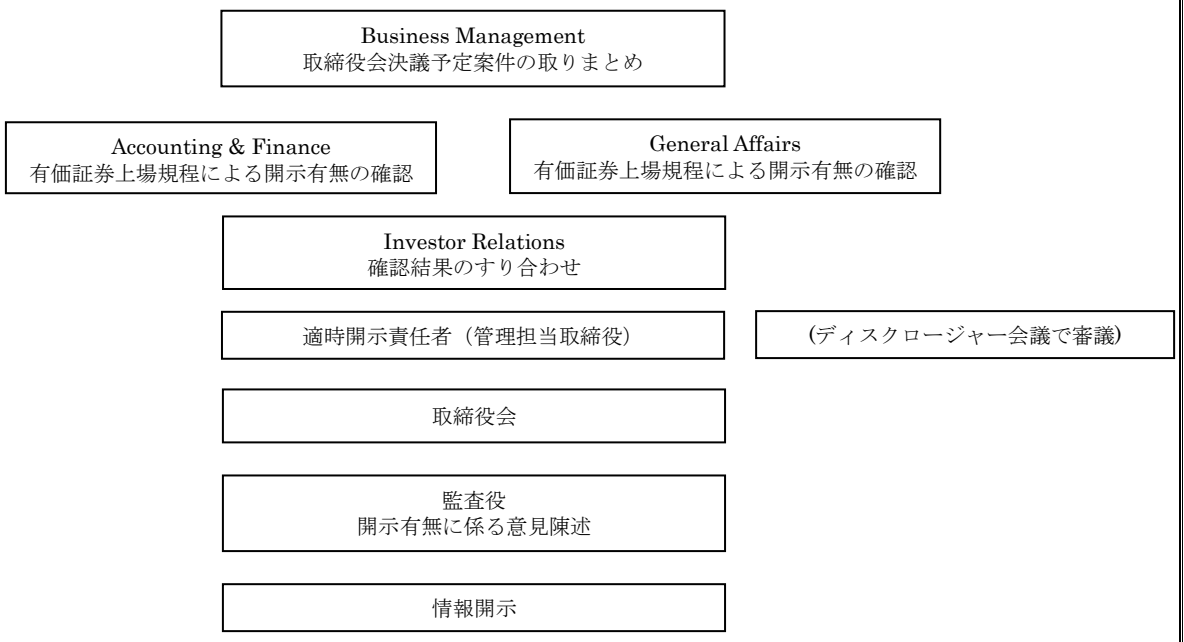

＜子会社の決定事実・決算に関する情報等＞

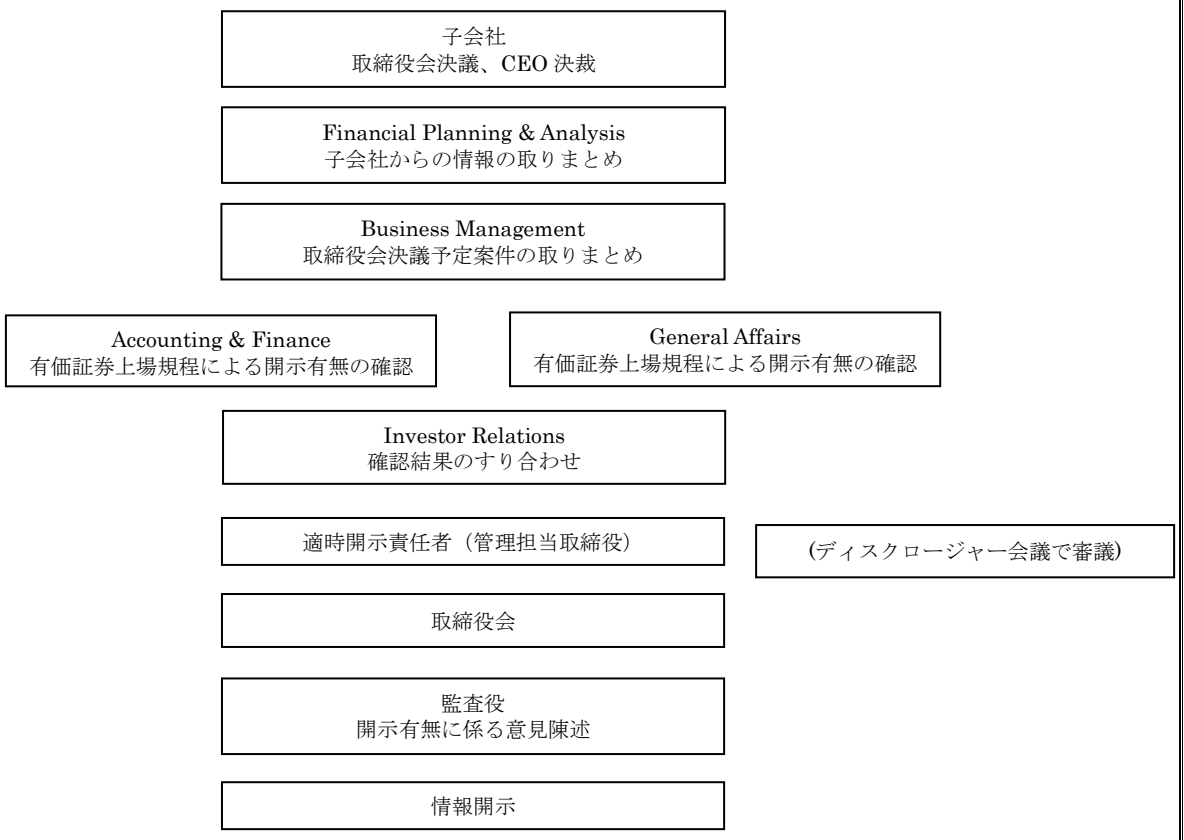

＜当社グループに係る発生事実に関する情報等＞

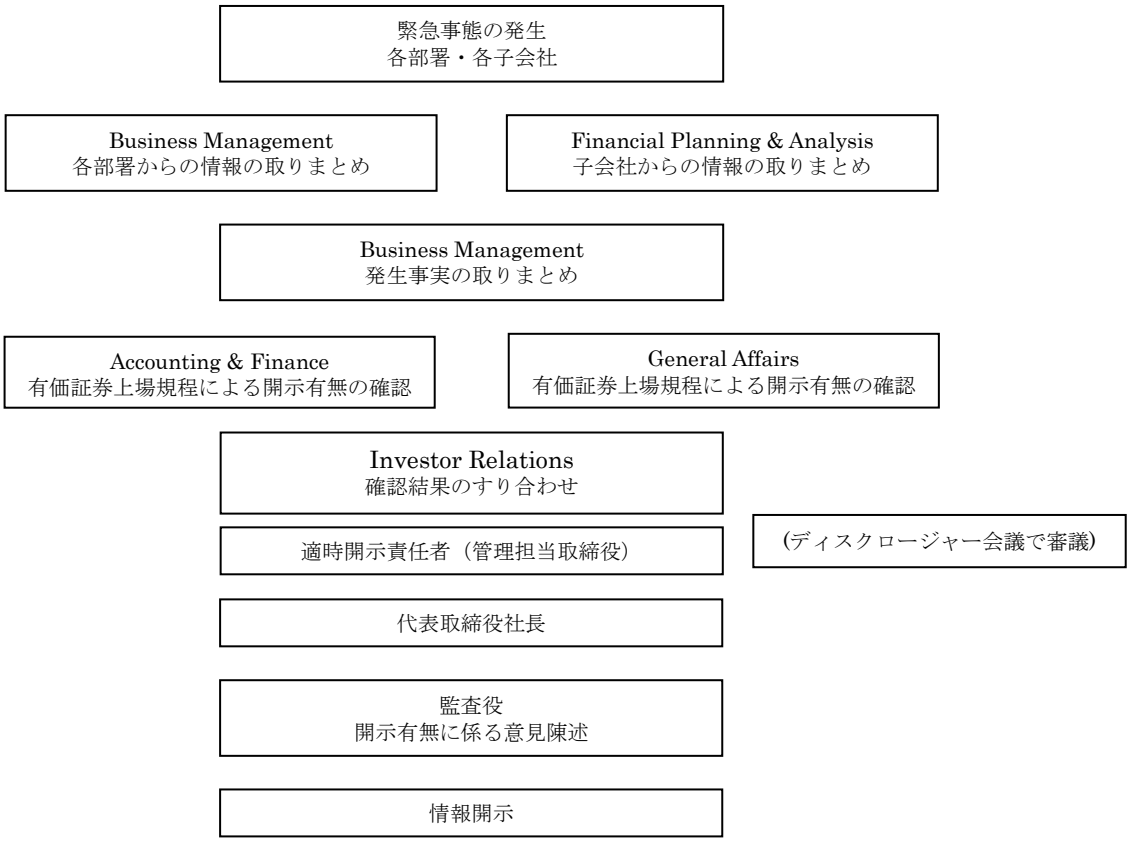

以上